

## 文例（自営業者や農家である場合）

### ①自営業者の場合

第1条 遺言者は、遺言者が経営する〇〇商店の店舗である次の不動産、その営業に関する権利及び一切の資産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 土地  
所在 〇〇区〇〇町〇丁目  
地番 〇〇番地〇〇  
地目 〇〇  
地積 200平方メートル
- 2 建物  
所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇  
家屋番号 〇〇番〇〇  
種類 店舗  
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺平屋建  
床面積 150平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 長男〇〇〇〇は第1条および2条を取得する負担として、右営業に関する一切の負債を支弁し、他の相続人に負担させてはならない。

第4条 遺言者は、第1条ないし第3条を除く遺言者の有する一切の財産を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第5条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

- 住所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職業 〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

## ｜事業承継

自営業者は、生前に事業承継を検討する必要があります。例えば、事業経営者が、遺言なく亡くなった場合は、被相続人名義の会社の株式、店舗などの不動産は原則として各相続人で相続分に従って分割され、財産が分散することで事業の継続ができなくなる可能性があります。

後継者がすでに決まっている場合は、会社の株式や事業用資産を生前贈与しておくことをお勧めします。事業承継対策は税務知識や法知識が必要となりますので、遺言作成前に前に必ず税理士や弁護士などの専門家に相談しましょう。

#### ｜ 遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言で、事業後継者に対し、事業用資産を中心に他の相続人より多く相続させることができます。もちろん他の相続人の遺留分に配慮しなくてはいけません。事業資産以外の財産を残したり、事業負債は後継者だけに負担させたりすることで、遺留分を侵害しない遺言を残すことができます。なお、事業用の資産を相続させる場合は、後継者の納税資金確保のため、事業用資産の他に、預貯金等の金融資産も相続させる内容にしておいた方がよいでしょう。

遺言の内容を確実に実現するために、弁護士などの専門家に遺言執行者を指定しておく、手続きが円滑に進むでしょう。

## 文例（自営業者や農家である場合）

### ②農家（農地がある）の場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 不動産

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目  
地 番 〇〇番地〇〇  
地 目 農地  
地 積 〇〇〇〇平方メートル

2 家業である農業に関する権利及び一切の資産

3 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種 類 定期預金  
口座番号 〇〇〇〇〇  
名 義 人 遺言者

第2条 遺言者は、前条記載の財産を除く遺言者の有する一切の財産を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

### ｜農家の承継

遺言がない場合は、被相続人名義の不動産や預貯金は原則として各相続人で相続分に従って分割されます。農地が分散することで土地の有効活用ができなくなり、家業の継続がしがたい状況になる場合があります。後継者がすでに決まっている場合は、農地やその他農業関係資産を生前贈与しておくことをお勧めします。

### ｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言で、農業後継者に対し、農地などの事業用資産を中心に他の相続人より多く相続させることができます。もちろん他の相続人の遺留分に配慮しなくてはいけません。農業資産以外の財産を残すことで、遺留分を侵害しない遺言を残すことができます。遺言を書くときには、大まかな遺留分を算出し、遺留分を侵害しない割合の資産をその他の相続人に対して相続させま

しょう。遺留分の計算は弁護士などの法律専門家に依頼しましょう。

遺言の内容を確実に実現するために、弁護士などの専門家に遺言執行者を指定しておく、手続きが円滑に進むでしょう。